

♪ 利用料補助のお知らせ ♪

川口市では、**2018年4月**から、認可外保育施設を利用する保護者の方に対して、**利用料の一部を補助する制度を開始**しました。

2019年度も引き続き**制度を継続**しますが、**10月**より開始予定の**幼児教育・保育無償化後**については、**制度の一部変更を予定**していますので、変更後に改めてお知らせいたします。

♪ 補助対象となる施設

児童福祉法第59条の2第1項の規定により、川口市に届出を行っている認可外保育施設が原則として対象となります。

※利用中（又は利用検討中）の施設が対象となるかどうかについては

利用中（又は利用検討中）の施設又は**川口市**にお問い合わせください。

♪ 補助対象となる方

次の**すべての要件に該当する方が対象**となります。

- 0～5歳までのお子さんであること（年度初日における満年齢）
- お子さんと保護者が川口市の住民基本台帳に記録され、川口市内に居住していること
- 保護者が支給認定を受けていること
- 保育所等の利用申込を行い、利用保留（待機）となっている（利用申込の取り下げを行っていない）こと
- 月64時間以上の月極契約により補助対象施設を利用していること
- 認可外保育施設の利用料を滞納していないこと

♪ 補助金額

月額10,000円（上限額）

♪ 補助申請手続き

1年度につき4回の申請となり、申請に必要な書類は次のとおりです。

- 川口市認可外保育施設利用料補助金交付申請書兼請求書
- 月64時間以上の月極契約により保育の提供を受けていること及び利用料金（月額基本保育料）が分かる書類の写し（各年度の初回申請時には必須となります）

2019年度の申請期間

期別	補助対象月	申請期間
第1期	4～6月	7月1日～31日
第2期	7～9月	10月1日～31日
第3期	2019年10月以降に 改めてお知らせいたします。	
第4期		

※申請は**同一年度内のみしか行えない**ため、ご注意ください。

■ 補助金に関する問い合わせ

川口市子ども部保育入所課
048-258-4097（直通）

QRコードを読み取っていただくと、補助金に関するページが開きます。

